

想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012		
		t-CO2	0	0	-104	68	293	
プロジェクト情報(A・B)		プロジェクト計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査及び関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、当プロジェクト計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。						
適格性要件(C)		プロジェクト計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論 R003(ver.3.2)の適用は実施規則及び方法論に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。ドキュメントレビュー及び現地審査において判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。 条件 1：プロジェクト実施地が、2008年3月31日時点では森林法第5条又は第7条の2に定める森林（森林計画対象森林）でないことが明確に記述されており、かつ森林計画図および航空写真においても森林でないことが確認され、妥当と判断される。 条件 2：プロジェクト実施地において行なわれる施業が植林であることが明記されており、妥当と判断される。 条件 3：プロジェクト実施地は森林法第5条における千代川地域森林計画書（第2回変更）[自平成19年4月1日 至平成29年3月31日]の変更により森林計画対象森林に含まれる予定で、森林施業計画認定書17-1(変5-22)（平成22年11月29日）、森林施業計画書（第5回変更）[自平成18年3月1日 至平成23年2月28日]、森林施業計画認定書（平成23年2月7日）及び森林施業計画書[自平成23年3月1日 至平成28年2月28日]によっても認定されており、妥当と判断される。						
排出量・吸収量算定(I・II)		モニタリング計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査、関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、当プロジェクトのモニタリング計画における排出量・吸収量算定は、方法論 R0003(ver.3.2)及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。						
モニタリング計画(III～VI)		モニタリング計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査、関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、当プロジェクトのモニタリング計画における排出量・吸収量算定は、方法論 R0003(ver.3.2)及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。						
その他(D)		プロジェクト計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査、関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、当プロジェクトのモニタリング計画における排出量・吸収量算定は、方法論 R0003(ver.3.2)及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。						

	ビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、関連する許認可及び関連法令等が遵守されていること及び環境影響評価及び環境測定、住民説明会は該当しないことを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解 (サマリー・結論)	鳥取県が実施する植林プロジェクトは、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて実施された当妥当性確認の範囲で、方法論の適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、吸収量・排出量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%未満という水準を確保していることを確認した。また、本プロジェクトが、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 2011年1月20日～2月2日	
コメント：意見募集期間中に受領した意見はなかった 妥当性確認機関の見解：問題なし	

ⁱ 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。